

○珠洲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、介護保険被保険者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び実施要綱の例による。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護予防訪問型サービス 第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス

(イ) 介護予防あんしんヘルプサービス（訪問型サービスA） 第1号訪問事業のうち、緩和した基準により実施するサービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 介護予防通所型サービス 第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス

(イ) 介護予防あんしんデイサービス（通所型サービスA） 第1号通所事業のうち、緩和した基準により実施するサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号2に規定する第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

(総合事業の実施方法)

第4条 次に掲げる事業は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき市長が指定す

る者（以下「指定事業者」という。）により実施するものとする。

- (1) 介護予防訪問型サービス
- (2) 介護予防あんしんヘルプサービス
- (3) 介護予防通所型サービス
- (4) 介護予防あんしんデイサービス
- (5) 介護予防ケアマネジメント

2 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項の規定に基づき、適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することができる。

- (1) 介護予防ケアマネジメント
- (2) 一般介護予防事業
(総合事業の対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 事業対象者(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。)

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の確認)

第6条 介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者（前条第1項第1号に該当しない者に限る。）は、珠洲市介護予防・生活支援サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに申請者に対して基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当するかどうかの判定を行うものとする。

3 市長は、前項の実施した判定の結果を、珠洲市介護予防・生活支援サービス事業利用判定結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（指定事業者が実施するものに限る。次項、次条、及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表の規定により算定した単位数に1単位あたりの単価（厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）の規定により、10円に珠洲市の地域区分における介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により介護予防・生活サービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第8条 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、第3条第1号ア又はイに規定するサービス事業を利用したときは、法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

2 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、第3条第1号ウに規定するサービス事業を利用したときは、法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の100に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第9条 事業対象者に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。次項において「厚生省告示」という。）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める場合は、前条の規定により支給される額の合計は、厚生省告示第2号に定める要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70）に相当する額を超えた額を支給することができる。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10条 市長が、災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条の規定により介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定事業者の指定等)

第11条 法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定又は指定の更新をしたときは、珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の指定又は指定の更新の有効期間は、6年とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の指定又は指定の更新の基準、その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。
- 5 整備法附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防訪問型サービスの事業を、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防通所型サービスの事業をそれぞれ実施することができる。
- 6 前項の指定を受けたものとみなされる期間は、平成30年3月31日までとする。
(指定の拒否)

第12条 前条第1項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、珠洲市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業基準要綱」という。）に定める基準、員数等を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、総合事業基準要綱に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法、法第7条第6項各号（第4号を除く。）に掲げる法律、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞

納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (9) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 第10号に規定する期間内に次条第2項の規定による事業の廃止の届け出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定の申請前5年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不

正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(14) 申請者の役員等のうちに第5号から第7号まで及び第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(変更等の届出)

第13条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第14条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書（様式第8号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第15条 市長は居宅要支援被保険者等の介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る利用者負担額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給にあたっては、法第61条の規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第16条 市長は居宅要支援被保険者等の介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給にあたっては、法第61条の2の規定を準用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行について必

要な準備行為は、告示の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日において居宅要支援被保険者である者は、当該要支援認定有効期間満了日の翌日から第1号事業の利用対象者とする。

附 則 (平成30年告示第88号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第102-2号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第52-5号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第54号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 別表介護予防訪問型サービスの部イの款からへの款まで及び介護予防通所型サービスの部イの款に規定するサービス事業を利用したときの単位数は、同表の規定により算定した単位数の1000分の1001に相当する単位数とする。この場合において、上乗せする単位数が1単位に満たないときは、1単位を上乗せし、上乗せする単位数が1単位以上で小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入した単位数を上乗せするものとする。
- 3 第3条第1号アの(イ)、同号イの(イ)又は同号ウに規定するサービス事業を利用したときの単位数は、サービス事業を利用した日の属する月毎に1度、別表の規定により算定した単位数に1単位を加算した単位数とする。
- 4 前2項の規定は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年告示第57号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第117号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	事業構成	対象者	単位数
介護予防訪問型サービス	イ 訪問型サービス費Ⅰ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度 1, 176単位(1月につき)
	ロ 訪問型サービス費Ⅱ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度 2, 349単位(1月につき)
	ハ 訪問型サービス費Ⅲ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度 3, 727単位(1月につき)
	ニ 訪問型サービス費Ⅳ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度(月4回まで) 268単位(1回につき)
	ホ 訪問型サービス費Ⅴ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度(月5～8回まで) 272単位(1回につき)
	ヘ 訪問型サービス費Ⅵ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度(月9～12回まで) 287単位(1回につき)
	ト 初回加算	要支援1・2	200単位(1月につき)
	チ 生活機能向上連携加算	事業対象者	(1月につき) 100単位
	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		200単位
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき)
	リ 介護職員処遇改善加算		所定単位数の137/1000加算
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の100/1000加算
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の55/1000加算
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき)
	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算		所定単位数の63/1000加算
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の42/1000加算
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の24/1000加算
	ル 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算
	注1	イからへまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。ただし第9条の支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数を導入する。	
注2	イからへまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を加算する。		
注3	イからへまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を加算する。		
注4	イからへまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。		
注5	リ、ヌ及びルについて、所定単位はイからチまでにより算定した単位数の合計。		
注6	リ、ヌ、注2、注3及び注4については、第9条の支給限度額の対象外の算定項目とする。		
注7	利用者が介護予防特定施設入所者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。		
注8	利用者が一の指定介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所以外の指定介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。		
注9	利用者が一の指定介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、指定介護予防あんしんヘルプサービス事業所が介護予防あんしんヘルプサービスを行った場合に、介護予防あんしんヘルプサービス費は、算定しない。		
注10	算定した単位数に1単位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。		
介護予防あんしんヘルプサービス	訪問型サービスA費	要支援1・2 事業対象者	週1回(1時間程度) 215単位(1回につき)
介護予防通所型サービス	イ 通所型サービス費	要支援1 事業対象者	1, 672単位(1月につき)
		要支援2 事業対象者	3, 428単位(1月につき)
		要支援1 事業対象者	384単位(1回につき) (月4回まで)
		要支援2 事業対象者	395単位(1回につき) (月5～8回まで)
	ロ 生活機能向上グループ活動加算	要支援1・2 事業対象者	100単位(1月につき)
	ハ 運動器機能向上加算		225単位(1月につき)
	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位(1月につき)
	ホ 栄養アセスメント加算		50単位(1月につき)
	ヘ 栄養改善加算		200単位(1月につき)
ト 口腔機能向上加算		(1月につき) 150単位	
	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位

	(2) 口腔機能向上加算 (II)		160単位
チ	選択的サービス複数実施加算		(1月につき)
	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)		480単位
	(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)		700単位
リ	事業所評価加算		120単位(1月につき)
ヌ	サービス提供体制強化加算		(1月につき)
	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1 事業対象者	88単位
		要支援2 事業対象者	176単位
	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1 事業対象者	72単位
		要支援2 事業対象者	144単位
	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	要支援1 事業対象者	24単位
		要支援2 事業対象者	48単位
ル	生活機能向上連携加算	要支援1・2 事業対象者	(1月につき)
	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (3か月に1回を限度)		100単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)		200単位
			運動器機能向上加算を算定している場合 100単位
ヲ	口腔・栄養スクリーニング加算		(1回につき)
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6か月に1回を限度)		20単位
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6か月に1回を限度)		5単位
ワ	科学的介護推進体制加算		40単位(1月につき)
カ	介護職員処遇改善加算		(1月につき)
	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の59/1000加算
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数の43/1000加算
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)		所定単位数の23/1000加算
コ	介護職員等特定処遇改善加算		(1月につき)
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数の12/1000加算
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位数の10/1000加算
タ	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算
注1	イについて、利用者数が使用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。		
注2	イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。		
注3	イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。		
注4	イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービス提供を行う場合は、所定単位数から1月につき、それぞれ次のとおり減算する。 要支援1・事業対象者 376単位 要支援2・事業対象者 752単位		
注5	カ、コ及びタについて、所定単位数はイからワまでにより算定した単位数の合計。		
注6	ヌ、カ、コ、注3及び注4については、第9条の支給限度額の対象外の算定項目とする。		
注7	利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入所者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス費は、算定しない。		
注8	利用者が一の指定介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所型サービス事業所以外の指定介護予防通所型サービス事業所が介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービス費は、算定しない。		
注9	利用者が一の指定介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、指定介護予防あんしんデイサービス事業所が介護予防あんしんデイサービスを行った場合に、介護予防あんしんデイサービス費は、算定しない。		
注10	利用者が一の指定介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、指定介護予防短期集中通所型サービス事業所が介護予防短期集中通所型サービスを行った場合に、介護予防短期集中通所型サービス費は、算定しない。		
注11	算定した単位数に1単位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。		
介護予防	通所型サービスA費	要支援1・2	週1回

あんしん デイサービス		事業対象者	308単位(1回につき)
介護予防 ケアマネ ジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	438単位(1月につき)
	ロ 初回加算	事業対象者	300単位(1月につき)
	ハ 委託連携加算		300単位(1月につき)

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業利用申請書

（あて先）珠洲市長

年 月 日

申請者 住 所 〒

氏 名 (続柄：)

電話番号

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業を利用したいので、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号				
	住 所	〒 珠洲市			
	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
	氏 名				
	電 話 番 号				
緊 急 連 絡 先	住 所	〒			
	ふりがな				
	氏 名	(続柄：)			
	電 話 番 号				

希望するサービス	訪問型サービス	通所型サービス
----------	---------	---------

<市記載欄>

事 業 対 象	非該当 ・ 該 当
介護認定申請状況	未申請 ・ 申請中（申請日： 年 月 日）
備 考	担当ケアマネ：

(裏)

基本チェックリスト

記入日 年 月 日

No.	質問項目	回答		判定
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ 1	
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ 1	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ 1	
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ 1	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ 1	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ 1	/5
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ 1	
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ 1	
9	この1年間に転んだことがありますか	はい 1	いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい 1	いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか	はい 1	いいえ	/2
12	身長 cm、体重 kg (BMI=) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい 1	いいえ	/3
14	お茶や汁物を飲んでむせることがありますか	はい 1	いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	はい 1	いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ 1	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい 1	いいえ	
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか	はい 1	いいえ	/3
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ 1	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい 1	いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい 1	いいえ	/5
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい 1	いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	はい 1	いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい 1	いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい 1	いいえ	
26	自宅で入浴をしていますか している(頻度 日回) していない できない			

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する

介護予防ケアマネジメントを実施するために必要があるときは、基本チェックリスト及びこの事業で得られた個人に関する情報を関係機関へ提供することに同意します。

年 月 日 氏名 _____

様式第2号（第6条関係）

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業利用判定結果通知書

年 月 日

様

珠洲市長

年 月 日付けで申請のあった介護予防・生活支援サービス事業利用について、基本チェックリストの実施結果を、次のとおり通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

実施結果

--

有効期間開始日

--

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）申請書

年 月 日

（宛先）珠洲市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

珠洲市介護予防・生活サービス事業者の指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)					
	連絡先		電話番号			FAX番号		
	法人の種別				法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ		生年月日		
			氏名					
代表者の住所		(郵便番号 -)						
指定を受けようとする事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地		(郵便番号 -)					
	連絡先		電話番号			FAX番号		
	事業等の種類		実施事業		指定申請をする事業(事業開始予定年月日)	指定更新申請をする事業(現に受けている指定の有効期間満了日)	付表	
	訪問型サービス	介護予防訪問型サービス						
		介護予防あんしんヘルプサービス						
通所型サービス	介護予防通所型サービス							
	介護予防あんしんデイサービス							
介護保険事業所番号（既に指定を受けている場合）								

備考

- 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

様

珠洲市長

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）通知書

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項及び第115条の45の6第1項の規定により、次のとおり珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者として指定（更新）します。

記

事業所番号	
事業所名	
所在地	
代表者名	
指定年月日	
指定期間満了日	
サービスの種類	

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者変更届

年 月 日

(宛先) 珠洲市長

届出者 住 所

氏 名

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所（施設）		名称									
		所在地									
サービスの種類											
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所・施設の名称	(変更前)									
2	事業所・施設の所在地										
3	申請者・開設者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日及び住所										
6	登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	(変更後)									
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等										
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所										
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所										
10	運営規程										
変 更 年 月 日		年 月 日									

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届

年 月 日

（宛先）珠洲市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

次のとおり事業の廃止（休止）をしたいので届け出ます。

	介護保険事業者番号								
廃止（休止）する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
廃止・休止の別	廃止・休止								
廃止・休止する年月日	年 月 日								
廃止・休止する理由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日								

様式第7号（第13条関係）

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者再開届

年 月 日

（宛先） 珠洲市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

次のとおり休止した事業の再開をしたので、届け出ます。

	介護保険事業者番号								
再開した事業所	名 称								
	所在地								
サービスの種類									
再開年月日	年 月 日								
休止した理由									

備考 当該届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様

珠洲市長

珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9の規定により、次のとおり珠洲市介護予防・生活支援サービス事業者の指定を取り消し（停止し）たので通知します。

事業所番号	
事業所名	
所在地	
代表者名	
サービスの種類	
指定取消・停止年月日	
停止期間（停止の場合のみ）	

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に珠洲市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、珠洲市を被告（珠洲市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。